

# 平成 29 年度

## 海外ビジネス戦略推進支援事業

海外展開をお考えの中小企業の皆様に  
海外経験豊富な専門家チームが、現地調査や外国語 Web の作成を支援します！

### 【公募要項】

#### □受付期間

平成 29 年 2 月 28 日(火)～平成 29 年 4 月 28 日(金)必着

\* 上記受付期間内に郵送にて受付いたします。

\* 本公募は、国会での平成29年度予算成立が前提となります。このため、今後、内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。

#### □公募申請書類提出先及び問い合わせ先

中小企業基盤整備機構 各地域本部

\* 詳細は、P.17～18 を参照ください。

\* 本公募要項は、中小機構ホームページ(アドレス)からダウンロードできます。

(<http://www.smrj.go.jp/keiei/kokusai/fs/069550.html>)

平成 29 年 2 月

独立行政法人中小企業基盤整備機構

## 目 次

1. 事業の目的	p. 3
2. 支援メニュー	p. 4
3. 応募要件等	p. 5
3.1 応募要件	
3.2 支援対象企業	
3.3 支援内容	
4. 支援ステップ	p. 9
5. 補助対象経費	p.11
6. 注意事項等	p.13
7. 採択企業の選考方法について	p.14
7.1 審査のポイント	
7.2 審査方法	
7.3 審査結果	
8. 応募手続きの概要	p.15
8.1 応募書類	
8.2 受付期間	
9. 採択企業の義務	p.16
9.1 補助金の交付	
9.2 提出書類	
10. 応募先及び問い合わせ先	p.17
11. 応募書類	p.19
別添1 中小企業者の定義	p.20
参考1 現地調査等支援の補助対象外経費例	p.21
参考2 Web サイト作成支援の補助対象外経費例	p.21

## 1. 事業の目的

海外市場に活路を見出そうとする中小企業・小規模事業者(以下、「中小企業」といいます。)の海外展開に向けた事業計画策定支援に加え、海外販路開拓および海外現地拠点の設立の実現につなげるため、F/S(事業可能性調査)支援や、外国語 Web サイト作成支援を実施します。

### <募集要項について>

この公募には、補助金を活用する上で必要となる要件、対象経費、提出書類等のルールや、やらなければならないこと、やってはいけないこと等、この補助金を受けて事業を推進していく上で大切な事項が網羅的に記載してあります。採択企業の皆様は、この公募要綱を熟読いただき、ご活用ください。また、この公募要綱は、不定期に改訂されることがありますので、ウェブサイトや当機構のメールマガジン等で、改訂情報にもご注意ください。

## 2. 支援メニュー

本事業は、海外市場に活路を見出そうとする中小企業に対して、中小機構が専門家チームを組成し、海外展開事業計画の策定支援、F/S(実現事業可能性調査)支援、外国語 Web サイト作成支援を行うものです。

申請にあたっては、下記(1)に加え、(2)の1)または2)①～③の支援のいずれか1つのメニューを選択することができます。

\*ただし、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### <支援メニュー>

#### (1)海外展開事業計画策定支援 【全採択企業】

アドバイスを行う中小機構専門家チームの謝金、旅費は中小機構が全額負担します。

#### (2)現地調査等支援

##### 1)現地調査等支援(投資型)

##### ①海外現地同行調査支援 【選択】<現地調査経費補助あり>

補助率:補助対象経費の1/2

(補助対象経費上限額 280 万円、うち最大 140 万円まで補助)

##### 2)現地調査等支援(輸出型)

##### ①海外現地同行調査支援 【選択】<現地調査経費補助あり(旅費を除く)>

##### ②マーケティング調査支援 【選択】<マーケティング調査経費補助あり>

##### ③外国語 Web サイト作成支援 【選択】<外国語 Web サイト作成費補助あり>

補助率:補助対象経費の1/2

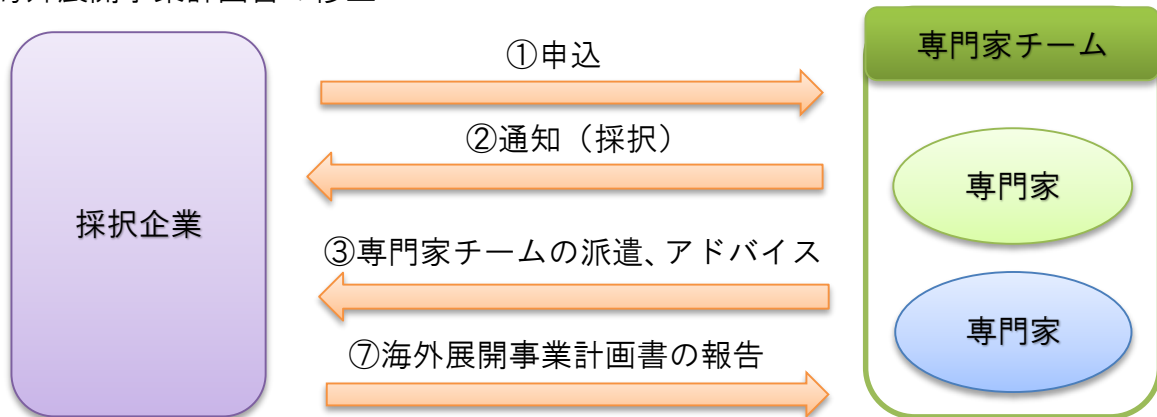
(補助対象経費上限額 100 万円、うち最大 50 万円まで補助)

\* 中小機構が支援を行うに際しての必要経費の一部を補助するものであり、補助金額を給付する制度ではありませんので御注意ください。

\* 専門家チームは、海外事情に精通した専門家(国内外の専門家)で構成します。支援内容によって、中小機構が支援するケースのほか、外部専門機関、民間機関等が支援するケースがありますのでご了承ください。

## 事業イメージ

- ④海外展開事業計画書の作成
- ⑤現地同行調査  
マーケティング調査  
外国語 Web サイト作成
- ⑥海外展開事業計画書の修正



## 3. 応募要件等

### 3.1 応募要件

下記1)～6)を全て満たすこと。

- 1) 海外販路開拓及び海外現地拠点設立を検討する日本登記法人の企業またはグループ(注1)であること。
- 2) 中小企業基本法上の中小企業者であること(別添1)。
- 3) 中小機構反社会的勢力対応規定(規定 22 第 37 号)第 2 条に規定する反社会的勢力に該当する者でないこと。(規程のリンク:<http://www.smrj.go.jp/kikou/policy/069486.html>)
- 4) 海外展開事業計画案(注2)を持つ者。
- 5) 過去に海外ビジネス戦略推進支援事業など当機構が実施する F/S 支援事業で採択されたことがないこと。
  - ・中小企業海外展開支援体制整備事業(平成 23 年度補正予算)
  - ・中小企業海外展開一貫支援事業(平成 24 年度補正予算)
  - ・中小企業海外展開総合支援事業(平成 25 年度予算)
  - ・パッケージ型海外展開支援事業(平成 25 年度補正予算)
  - ・中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業(平成 26 年度予算)
  - ・海外ビジネス戦略推進支援事業(平成 27 年度予算～)

6) 支援終了後 3 カ年にわたりアンケートやヒアリングに協力していただけること。

(注1) グループとは以下のいずれかを満たすものを指します。ただし、申請書に記載した事業を行うことが定款等により定められていることが条件になります。

A) 中小企業及び小規模事業者で構成する 2 者以上のグループ

B) 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合、その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会

(注2) 海外展開事業計画案とは

当該国への投資(工場設立・販売会社設立等)又は製品等の輸出(直接および間接)をする計画のことです。ただし、海外から日本への原料輸入等は対象外です。

## 3.2 支援対象企業

本事業では、以下1)～5)を全て満たす事業課題を持った企業を支援対象企業と想定しています。

- 1) 海外で通用する商品力や技術力、またそれを活かした海外展開事業計画を持つ企業
- 2) 海外展開事業計画のブラッシュアップ及び問題・課題解決のための支援を必要としている企業
- 3) 海外展開事業計画を実行するうえで必要となる人員体制、財務力(海外展開計画に必要な資金を調達できること)を有する企業
- 4) 海外展開事業計画を実行するうえで、現地調査、マーケティング調査などを実施する意欲を持つ企業、または新たに外国語 Web サイトを作成する意欲を持つ企業、既に有している外国語 Web サイトを改修する意欲を持つ企業
- 5) 本事業申請計画の実行によって、国内雇用の増加等の波及効果や他企業のモデルとなりうる企業

\* 本事業では、上記に加え、初めて海外展開を行う企業を主な支援対象とする予定です。

### 3.3 支援内容

#### (1) 海外展開事業計画策定支援【全採択企業】

専門家が、訪問、電話、メール等の方法により、現地調査やマーケティング調査、外国語 Web サイト作成等を踏まえた海外展開事業計画の策定を支援します。

#### (2) 現地調査等支援

##### 1) 現地調査等支援(投資型) (採択予定件数: 50件)

###### ① 海外現地同行調査支援【選択】

採択企業が行う調査期間のうち機構の同行調査支援は下記の条件を上限とします。

- A) 補助対象調査対象国 : 1カ国(同地域、あるいは近隣国であっても渡航は1カ国のみ。)
- B) 補助対象調査実施回数 : 1回
- C) 補助対象調査期間(上限) : 5日(調査実施期間前後の移動日は含みません。)
- D) 補助対象経費 : 本支援に係る旅費(1名分のみ)、翻訳費、通訳費、車両借上費等
- E) 実施期間 : 平成30年1月末まで

\* 補助対象経費の詳細については、後述 5. 補助対象経費をご参照ください。

##### 2) 現地調査等支援(輸出型) (採択予定件数: 90件)

###### ① 海外現地同行調査支援【選択】

採択企業が行う調査期間のうち機構の同行調査支援は下記の条件を上限とします。

- A) 補助対象調査対象国 : 1カ国(同地域、あるいは近隣国であっても渡航は1カ国のみ。)
- B) 補助対象調査実施回数 : 1回
- C) 補助対象調査期間(上限) : 3日(調査実施期間前後の移動日は含みません。)
- D) 補助対象経費:

本支援に係る通訳費、車両借上費等(旅費は補助対象外です。国内のアドバイザーが海外展開事業計画の作成を支援します。あわせて海外現地の情報提供、海外の面談先へのアポイント取得支援、海外での現地同行調査支援を、国内・海外現地在住の中小機構アドバイザーが行います。)

- E) 実施期間 : 平成30年1月末まで

\* 補助対象経費の詳細については、後述 5. 補助対象経費をご参照ください。

###### ② マーケティング調査支援【選択】

- A) 調査対象国・商品 : 1カ国・1商品

マーケティング調査支援については、下記のとおり調査対象国、調査対象商品を限定しています。

(調査対象国) アメリカ、中国、台湾、タイ、ベトナム、インドネシア

(調査対象商品) 食品、化粧品、生活雑貨、衣料品、等の消費財

- B)調査実施回数 :1回  
C)補助対象経費 :本支援に係る調査費  
D)実施期間 :平成30年1月末まで

\* 補助対象経費の詳細については、後述 5.補助対象経費をご参照ください。

③外国語Webサイト作成支援【選択】

A)補助対象経費 :外国語 Web サイト作成に係るデザイン及びレイアウト作成費、各種決済システム導入費、翻訳費

B)実施期間 :平成30年1月末まで(作成したWebサイトの公開が必要です)

\* 補助対象経費の詳細については、後述 5.補助対象経費をご参照ください。

\* 採択件数はあくまで予定であり、予算、申請状況に応じて変更する事があります。



## 4. 支援ステップ

専門家チームは、採択企業の希望に応じて、次のステップのとおり国内外の支援をハンズオンで行います。なお、国内での海外展開事業計画の策定支援は必須となります。

### (1) 海外展開事業計画策定支援

#### 国内での支援 【全採択企業】

- 海外展開事業計画策定に係るアドバイス
- 国内資料調査（商品、市場分析）に関するアドバイス
- 事業進捗管理支援

申請時に提出された海外展開事業計画について、事業環境分析やビジネスモデル分析を行い、計画のさらなるブラッシュアップを行います。

### (2) 現地調査等支援

#### 1) 海外調査等支援（投資型）

##### ①海外現地同行調査 支援 【選択】

- 国内で作成した事業計画の検証
- 海外現地渡航先リストアップ
- 海外現地調査への同行及び現地アドバイス

上記で策定した事業計画における課題や、日本国内では確認が困難な点等を明確化し、海外現地での調査を行います。

#### 2) 海外調査等支援（輸出型）

##### ①海外現地同行調査 支援 【選択】

- 国内で作成した事業計画の検証
- 海外現地渡航先リストアップ
- 海外現地調査への同行及び現地アドバイス

上記で策定した事業計画における課題や、日本国内では確認が困難な点等を明確化し、海外現地での調査を行います。旅費は補助対象外です。

②マーケティング調査  
支援  
【選択】

- 国内で作成した事業計画の検証
- 外部専門機関による市場動向調査、価格調査、グループインタビューなどの実施

上記で策定した事業計画における課題や、日本国内では確認が困難な点等を明確化し、外部専門機関等による調査実施の支援を行います。

③外国語 Web サイト  
作成支援  
【選択】

- 既存の外国語 Web サイトの分析・改善に関するアドバイス
- 新規の外国語 Web サイト作成支援
- 運用開始後における外国企業との取引管理等アドバイス等

海外販路を開拓する目的で作成する外国語 Web サイト作成について、専門家がアドバイスを行います。

### (3)海外展開事業計画のブラッシュアップ支援

国内での支援  
【全採択企業】

- 海外展開事業計画の修正及びフォロー

## 5. 補助対象経費

### (1) 本事業に係る補助対象経費について

#### 1) 2分の1 中小機構負担の経費

以下の経費の2分の1について、中小機構が負担します。

No	種類	1)投資型 現地同行	2)①輸出型 現地同行	2)②輸出型 マーケティング	2)③輸出型 Webサイト	内容
1	海外旅費	○	—	—	—	・海外現地調査に係る旅費。 ・補助対象人数1名のみ。 ・現地調査に係る旅程・交通手段等については、採択後に中小機構と打合せのうえ決定いたします。
2	翻訳費用	○	○	○	○	・現地調査に必要な会社説明資料等の翻訳費用。 ・現地調査時のアポイントメント先での配布資料等の翻訳を目的としており、現地調査実施前の翻訳に限ります。 ・翻訳後の印刷費は補助対象外となります。
3	通訳費用	○	○	—	—	・海外現地調査に係る通訳費用。 ・通訳者については、採択後に中小機構と打合せのうえ選定することといたします。
4	車両借上げ費用	○	○	—	—	・海外現地調査時に借上げた車両借りに関する費用。 ・レンタカーは運行安全の観点から補助対象外となります。
5	調査費用	○	—	○	—	・海外市場に関わるマーケット調査等の費用。 ・調査委託先等については、採択後に中小機構と打合せのうえ選定することといたします。
6	外国語Webサイト 作成費用	—	—	—	○	・Webサイトの外国語化に伴う翻訳費、外国語Webサイト作成に係るデザイン及びレイアウト作成費、外国企業との取引を円滑にする各種決済システム導入費等の費用。 ・Webサイト構築請負委託先については、採択後に中小機構と打合せのうえ選定することといたします。
7	国内旅費	○	○	○	○	・当機構地域本部及び本部で開催される打ち合わせ等に係る旅費。 (ただし、片道50キロメートル未満は除く。)

#### 2) 全額中小機構負担の経費

以下の経費については、中小機構が**全額**負担します。

No	種類	内容
1	専門家チームメンバーの謝金・旅費	・アドバイスを行う中小機構専門家チームの謝金・旅費

## (2) 補助対象経費全般にわたる留意点

- 1) 補助事業における発注先(委託先)の選定にあたっては、原則として2者以上から見積もりを取ることが必要となります。
- 2) 補助を除く2分の1の経費は採択企業にてご負担いただきます。100円未満切り上げで計算します。
- 3) 本事業で発生する上記(1)の補助対象経費の2分の1を中小機構が負担します。1採択案件あたりの中小機構の補助限度額は、投資型の場合補助対象経費280万円の2分の1の140万円、輸出型の場合補助対象経費100万円の2分の1の50万円とし、中小機構が認める額とします(補助金額を給付するものではありません)。
- 4) 旅費についての支出額は、中小機構の旅費規程に準じます。
- 5) 当該業務に使用したのものとして明確に区分できるもののみ補助対象となります。
- 6) 採択日以降に発注し、契約期間内に決済された経費である必要があります。
- 7) 証拠書類等によって金額や支出等が適正であることが確認できる必要があります。
- 8) 採択前に支出された経費の補助は認められません。

## 6. 注意事項等

- 1) 提出いただいた申請書、概要記入シート等については、採択審査評価及び成果評価の目的のみに利用し、その他の目的で利用することはありません。
- 2) 申請書等の内容を確認するために、電話等によるヒアリングをお願いする場合がございます。
- 3) 申請書は採択結果如何、或いは申請取り下げの場合であっても一切返却しません。
- 4) 申請内容および本支援により作成された海外展開事業計画等については、中小企業庁及び外部審査委員会の構成メンバーに共有します。
- 5) 本事業でお伺いする個人情報については、中小機構からの連絡と本事業の円滑な遂行及び改善のための分析に利用します。収集した情報については、法令に基づく開示要求があった場合、本人の同意があった場合、その他特別な理由のある場合を除き、第三者には提供しません。また、企業情報については中小機構として守秘義務が課せられています。
- 6) 本事業での情報提供及びアドバイスについては、すべて採択企業の責任で活用してください。
- 7) 中小機構は契約の交渉や取引先・関係機関等との交渉の仲立ちはしません。
- 8) 本事業による情報提供やアドバイスに関して、採択企業に損害が生じても、中小機構はその責任を一切負いません。
- 9) 海外現地において治安の急激な悪化など、渡航の安全を著しく損なう事象が発生した場合、また発生する可能性があるると中小機構が判断した場合は、やむを得ず現地調査の延期及び中止をさせていただく場合があります(外務省渡航注意情報等の情報に基づき判断します)。
- 10) 申請書等の記載内容に虚偽があった場合、採択後であっても支援を中止する場合があります。
- 11) 応募や採択の状況については、数値処理をした上で統計資料として公表させていただきます。
- 12) 本事業に係る補助金については、補助事業終了後に採択企業から必要書類の提出を受け、中小機構が補助金額の確定を行った後にお支払いします。補助金額の確定にあたり、機構のもとめる必要書類確認ができない場合は補助対象の経費であっても対象外となります。
- 13) 刑事事件により告訴され、または国や地方公共団体などと係争等をしている場合、採択後であっても支援を中止する場合があります。
- 14) 国等の運営する類似の支援制度を活用している場合、審査で減点をすることがあります。また、これらの申告に虚偽があった場合、採択後であっても支援を中止する場合があります。
- 15) 補助金支払いに係る経費証憑書類一式は、支援実施年度終了後、5年間の保存をお願いいたします。

## 7. 採択企業の選考方法について

### 7.1 審査のポイント

以下のポイントに基づき評価を行い、採択企業を選定します。海外展開事業計画概要記入シートから読み取れるように記載してください。

#### 1) 企業の意欲・目的

- ①海外展開事業計画の目的、理由が明確であるか。
- ②海外展開に係る経営ビジョン、企業ミッション等が明確であるか。

#### 2) 海外展開事業計画概要の実現可能性

- ①海外展開事業計画を実行する人員体制があるか。
- ②商品及び製品（サービス）に競合他社との差別化要因となる強みがあるか。
- ③申請国のマーケット規模・ターゲット顧客像などを国内情報から調査できているか。
- ④海外展開事業計画を実行するための資金調達方法が具体的に検討されているか（投資版のみ）。

#### 3) 財務の健全性

- ①財務内容が健全であるか。

#### 4) 政策的支援意義及び波及効果

- ①初めての海外展開であるか。
- ②他の中小企業に対して、支援モデル事例になり得るか。
- ③取引先や仕入先等、他企業への連鎖及び業界、産地等の他企業へ波及する可能性があるか。
- ④海外展開事業計画を実行するうえで、専門家の支援を必要としているか。

### 7.2 審査方法

審査は三段階で実施します。提出書類による書面審査、面談審査を経て、有識者等により構成される外部審査委員会で採択決定されます。

### 7.3 審査結果

審査結果（採択・不採択）については、後日、当機構より申請者あてに通知します。

審査結果の通知：平成29年6月末まで

\*採否の理由等についてのお問い合わせには一切応じられません。予めご了承ください。

## 8. 応募手続きの概要

### 8.1 応募方法

後述「11. 応募書類」で定める書類を提出してください。  
必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

#### 1) 応募先

後述「10. 応募先及び問い合わせ先」に、必ず簡易書留にてご郵送ください。  
なお、封筒には「海外ビジネス戦略推進支援事業 申請書在中」と朱記してください。

#### 2) 応募に当たっての注意事項

- ①電子メール、ファックスによる申請はできません。
- ②持ち込みでの申請は受付できません。
- ③海外展開計画概要記入シートは、投資型と輸出型の2種類があります。該当するいずれかの概要シートに必要事項を記入の上、ご提出ください。なお、海外調査等支援(輸出型)については、「2. 支援メニュー」の(2) 2)①～③から希望する支援メニュー1つを選択してください。

### 8.2 受付期間

受付開始 平成29年2月28日(火)  
締 切 平成29年4月28日(金)17時(必着)

## 9. 採択企業の義務

本事業の採択企業には、以下条件を守っていただきますので、ご注意ください。

### 9.1 補助金の交付

採択事業が完了したとき、または、中止、廃止の承認を受けた時は、事業実施報告書を提出していただきます。実施した事業内容、経費内容の確認等により交付すべき補助額の確定をした後、精算払いとなります(本事業では概算払いは認められません)。

### 9.2 提出書類

採択企業は、下記1)～5)の書類を提出する必要があります。

- 1) 実施計画書(中小機構指定様式)
- 2) 実施報告書(中小機構指定様式)
- 3) 補助金支払いに係る経費証憑書類一式 … [5年間保存]
- 4) 本事業に関するアンケート調査票(中小機構指定様式) … [支援終了後3か年]
- 5) 事業成果に関する報告書(中小機構指定様式) … [商談成立後速やかに]

\* 1)、2)については本事業採択後に専門家チームの支援のもと、採択企業が中心となり作成いただきます。

\* 本事業支援終了後3か年(平成32年度末)にわたり、海外企業等と商談が成立した場合、成約金額等(対象国、開始時期、形態、金額等)を速やかに報告していただきます。

投資案件の場合は、工場設立が完了した場合や販売会社設立が完了した場合、対象国、工場設立時期、形態、金額等を報告いただきます。



## 10. 応募先及び問い合わせ先

応募企業の本社所在地を管轄する以下の中小機構各地域本部又は沖縄事務所あてにご応募下さい。

○独立行政法人中小企業基盤整備機構 北海道本部 経営支援部 経営支援課  
〒060-0002 札幌市中央区北2条西1-1-7 ORE 札幌ビル 6階

TEL：011-210-7471

【管轄地域：北海道】

○独立行政法人中小企業基盤整備機構 東北本部 経営支援部 経営支援課  
〒980-0811 仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第1生命タワービル 6階

TEL：022-716-1751

【管轄地域：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県】

○独立行政法人中小企業基盤整備機構 関東本部 販路開拓部 国際化支援課  
〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

TEL：03-5470-1608

【管轄地域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県】

○独立行政法人中小企業基盤整備機構 中部本部 経営支援部 経営支援課  
〒460-0003 名古屋市中区錦2-2-13 名古屋センタービル 4階

TEL：052-220-0516

【管轄地域：岐阜県、愛知県、三重県】

○独立行政法人中小企業基盤整備機構 北陸本部 経営支援部 経営支援課  
〒920-0031 金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル 10階

TEL：076-223-5546

【管轄地域：富山県、石川県、福井県】

○独立行政法人中小企業基盤整備機構 近畿本部 販路開拓部 国際化支援課  
〒541-0052 大阪市中央区安土町2-3-13 大阪国際ビルディング 27階

TEL：06-6264-8624

【管轄地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県】

○独立行政法人中小企業基盤整備機構 中国本部 経営支援部 国際化支援課  
〒730-0013 広島市中区八丁堀 5 番 7 号 広島KSビル 3F  
TEL : 082-502-6555

【管轄地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県】

○独立行政法人中小企業基盤整備機構 四国本部 経営支援部 経営支援課  
〒760-0019 高松市サンポート 2-1 高松シンボルタワー タワー棟 7 階  
TEL : 087-811-1752

【管轄地域：徳島県、香川県、愛媛県、高知県】

○独立行政法人中小企業基盤整備機構 九州本部 地域経済活性化推進部 国際化支援課  
〒812-0038 福岡市博多区祇園町 4-2 サムティ博多祇園 BLDG.  
TEL : 092-263-1535

【管轄地域：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県】

○独立行政法人中小企業基盤整備機構 沖縄事務所  
〒901-0152 那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター313-1  
TEL : 098-859-7566

【管轄地域：沖縄県】

本件に関するお問い合わせ先

【本部】

○独立行政法人中小企業基盤整備機構 販路支援部 販路支援課  
〒105-8453 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル  
TEL : 03-5470-1522 (林・渡辺・松浦・櫛田)

## 11. 応募書類

投資型(工場設立、販売会社設立)の申請企業は、1.2.4.5.6.7.8.9.10 の書類が必須となります。  
 輸出型の申請企業は、1.3.4.5.6.7.9.10 の書類が必須となります。

\* 投資型と輸出型で一部提出する書類が違いますのでご注意ください。

No	書類名	様式番号	投資型	輸出型
1	申請書	様式1	○	○
2	海外展開計画概要記入シート 1)投資型	様式2	○	—
3	海外展開計画概要記入シート 2)輸出型	様式3	—	○
4	誓約書 (反社会勢力でないことを誓約した書面)	様式4	○	○
5	財務諸表			
	貸借対照表		○ (3年分)	○ (1年分)
	損益計算書		○ (3年分)	○ (1年分)
	販管費明細		○ (3年分)	—
6	会社概要及びパンフレット (グループ全体の事業がわかるもの)		○	○
7	組織図 (役職と氏名がわかるもの)		○	○
8	事業計画書		○	—
9	製品カタログ		○	○
10	資本構成(株主構成)のわかる資料		○	○

※上記 5～10 については、写し(コピー)でも結構です。

### 【注意事項】

- 応募書類の返却はいたしません。
- 面談審査は、電話、機構での面談、または訪問のいずれかとなります。
- 事業計画書の提出については、既存の計画書の写しをお送りください。別途新たに作成する必要はありません(また、ご不明な点については、当機構担当者にご相談ください。)

## 別添 1 中小企業者の定義

中小企業者の定義は、「中小企業基本法」に定められており、以下の通りとなります。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業 その他	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人

\* 詳細は中小企業庁の Web サイトでご確認いただけます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

※但し、次のいずれかに該当する中小企業(以下、「みなし大企業」)は除きます。

○発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業

○発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業

○大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

### <参考1> 現地調査等支援の補助対象外経費例

下記費用については、補助対象外となります。

No	内容
1	パスポート申請経費
2	査証取得経費(到着ビザを含む)
3	予防注射経費
4	グリーン車・ビジネスクラス等特別料金の付加される交通手段
5	茶菓(海外現地訪問先等へのお土産等)、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
6	国内・国外における通信費
7	試作品・サンプル等の制作及び輸送・通関費用に係る経費
8	郵便代、宅配便代の費用
9	補助対象人数を超える者の旅費、宿泊費、海外旅行保険等
10	人件費(アルバイト代等含む)
11	契約書等の書類作成に係る費用
12	名刺、文房具等の事務用品等の消耗品代
13	税務申告、決算書等作成の為に公認会計士等への支払費用
14	破産・清算申し立て、訴訟等の為に弁護士費用
15	金融機関等への振込手数料の経費
16	商品券等の金券
17	レンタカー代
18	上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と中小機構が判断する経費

### <参考2> 外国語 Web サイト作成支援の補助対象外経費例

下記費用については、補助対象外となります。

No	内容
1	既存(日本語)ページのコンテンツ変更や更新に必要な経費
2	メルマガシステム導入費
3	アプリケーション開発費
3	外部SEO対策費用、リスティング広告費用等
4	ドメイン新規取得費用
5	サーバー(レンタル含む)新規登録費用
6	サーバー(レンタル含む)新規接続設定費用
7	アクセス解析管理画面マニュアル及び分析レポート
8	上記のほか、本事業経費として中小機構が不適切と判断する経費